

税務署からのお知らせ

確定申告書はお早めに提出を

○確定申告書は自分で作成し、お早めに！

令和4年分の所得税および復興特別所得税ならびに贈与税の確定申告書の提出期限は3月15日(水)、消費税および地方消費税（個人事業者）の確定申告書の提出期限は3月31日(金)です。

期限間際になると、確定申告会場は大変混雑しますので、新型コロナウイルス感染防止の観点から多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、ぜひご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。



○「いつでも」「どこでも」スマートフォンで申告！マイナポータル連携による申告書への自動入力対象が拡大しました

税務署では、自宅などから申告手続きが完了する「スマホ申告」を推進しています。

簡単便利な「スマホ申告」をぜひ、ご利用ください。

令和4年分確定申告からは、新たに医療費通知情報（1年分）、公的年金などの源泉徴収票および国民年金保険料控除証明書もマイナポータル連携の対象となりました。

なお、ご利用に当たっては、マイナンバーカードが必要です。まだ取得されていない方はお早めに申請してください。

○国税の納付は期限内に

申告所得税および復興特別所得税の納期限は3月15日(水)、消費税および地方消費税の納期限は3月31日(金)です。

期限内納付のため、納税資金のご準備をお願いします。

○国税の納付は、キャッシュレス納付をご利用ください

国税の納付にはさまざまな方法がありますが、キャッシュレス納付が、簡単・便利に納付ができます。また、キャッシュレス納付を利用すれば、確定申告期などの窓口が混雑する時期に金融機関や税務署に出向くことなく、自宅や事務所で納付ができます。ぜひ、ご利用ください。

・振替納税

事前に税務署または金融機関に届け出ることで、振替日に預貯金口座から自動的に納付ができます。なお、一度届け出を行えば継続してご利用が可能です。お申し込みは納期限までに提出してください。

・クレジットカード納付

パソコン・スマートフォンなどから「国税クレジットカードお支払いサイト」にアクセスし、必要事項を入力するだけで納付ができ、事前の届け出は必要ありません。なお、納付税額に応じた決済手数料が掛かります。

・スマートフォンアプリ納付

「国税スマートフォン決済専用サイト」にアクセスし、各種Pay払い（PayPay・d払い・auPay・LINEPay・メルペイ・amazon Pay）を選択して納付することができます。

○還付される税金がある場合の受け取り方法

還付金の受け取りに振り込みを希望する場合は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に振り込み先金融機関名、預金の種類および口座番号（ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は、記号番号のみ）を正確に記載してください。

○詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください

国税庁ホームページには「確定申告書作成コーナー」など、さまざまな税に関する情報が掲載されています。ぜひ、ご確認ください。



国税庁ホームページ▶



農地の権利移動は農業委員会に届け出をしましょう

農地の売買・賃貸借・使用貸借などの権利移動および相続により農地の権利を取得した場合は、農業委員会への手続きが必要です。

また、農業委員会へのあっせん申し出があった売買の場合、税制の優遇措置が受けられます。

農地の転用には許可が必要です

原則、農用地区域内の農地および集団的に存在する農地は、転用することができません。

◇農地転用とは

農地転用とは、農地を農地でなくすことを言います。すなわち農地を住宅、工場、農業用施設、農畜産物販売施設、農畜産物処理加工施設、山林などの用地に転用することです。

※農業用施設とは、倉庫・格納庫・コンテナ置き場・堆肥盤・畜舎などです。なお、転用面積が2アール（約60坪）未満の場合は、許可は必要ありません。

※農畜産物販売施設とは、直売所などを言います。

◇農地転用には、なぜ許可が必要か

農地は、農業上大切なものであり、食料生産に欠くことのできない貴重な財産です。一度農地以外のものにされると、元に戻すことが困難なことから、将来に向かって、優良な農地が確保できるよう、土地の合理的な利用を踏まえ、適正な農地の転用が行われるようにしています。

農地転用には、面積要件により農業委員会会長、知事または大臣の許可が必要になっています。

◇農地転用の手続きは

農地転用は、農地法という法律での許可が必要で、次の2とおりがあります。

①農地を所有する農業者が自ら農地以外に使用するため申請するもの

→農地法第4条

②農地について転用を目的として、売ったり貸したりする場合に、売り主・買い主の連名で申請するもの

→農地法第5条

◇もしも許可なく転用したら

■許可を受けずに無断転用した場合や転用許可にかかる事業計画どおりの転用をしない場合は、農地法違反となり、許可権者（農業委員会会長、知事または大臣）が工事の中止、原状回復などを命じることとなります

■さらに、これに違反した場合や違反転用における原状回復命令違反には、3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）という罰則の適用もあります

農地などのご相談は、地区農業委員または農業委員会事務局（☎47-2204 役場2階 窓口2番）までお問い合わせください。

農地の令和4年賃借料を公表

令和4年1月から12月までの農地の賃借料を公表します。

○問合せ

農業委員会事務局
（☎47-2204 役場2階 窓口2番）

地域	件数	最高価格	最低価格	10a 当たり
				平均価格
川北地域	5件	13,000円	2,000円	6,125円
川南地域	3件	10,000円	3,000円	5,333円
訓子府川地域	8件	10,000円	4,000円	5,333円